

定法形成過程に関する一考察*

一刑牋須知と御普請一件被仰渡書にみる一

A Study on Relative the Process of Forming Jyoho

篠田哲昭** 中尾 務***

by Tetuaki SHINODA and Tutomu NAKAO

概要

本報告は、封建制度下における定法（狭義には工事仕様歩掛、広義には土木行政）の推移について「刑牋須知」「御普請一件被仰渡書」等の定法書を通して、江戸期土木定法の形成過程について検証を試みたものである。

1. はじめに

定法という言葉は、狭義には工事仕様歩掛を意味するが、江戸期には「在方四川用水方定掛場定法・川除樋橋積方人足懸仕来之儀御尋ニ付申上候書付」¹⁾とあるように、人足懸仕来を加え、広義の土木行政を包含する意味で使用している。

本報告は残存する史料「刑牋須知」「御普請一件被仰渡書」等により、土木技術行政の整備と定法の形成過程について検証を試みたものである。

使用した史料は、幕府勘定所の私撰内部資料記録集である「刑牋須知」で全十一巻中普請記録が収録されている第七、八巻を使用した。この「刑牋須知」は東大法制史料室蔵本、慶応大学図書館蔵本など全国に同一本数本が残っている。

「御普請一件被仰渡書」は長崎県立図書館（金井氏旧蔵）所蔵で、1778（安永7）年勘定所が代官所の土木普請担当の手代等に從來からの申渡、いわゆる法令集を集録し、順守を命じたものである。以後1812（文化9）年ころまでの法令が追録されている。

関連年表

西暦	和暦	関連事項	出典
1732	享保17	提出書類期限	刑牋須知
1737	元文2	提出書類様式統一 (河川別 金額別規定)	
1745	延享2	普請伺提出期限	刑牋須知 岐阜県史 刑牋須知 形牋須知
1746	延享3	分課 下勘定所設置	
1755	宝暦5	定法調査 美濃郡代 回答書	
1759	宝暦9	国役普請再開	
1762	宝暦12	御入用金七千両の定	刑牋須知
1779	安永8	御普請一件被仰渡書	
1791	寛政3	定法調査	

2. 中央支配の確立へ向けて

(1) 定法書策定への行政機構の整備

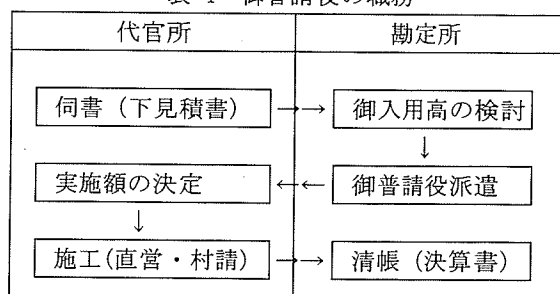
1720（享保5）年国役普請制度が発足したことは、わが国土木行政中央支配の第一歩であると考えられる。

1746（延享3）年勘定所に御殿詰・四川用水方・在方の三課分課によって、名実共に中央支配機構が整った。この間徐々に勘定所と、その下部組織である代官所の行政制度の整備が進められている。

1732（享保17）年の堤川除御普請に関する申渡書²⁾に、「御普請役の仕立候御普請の儀も、御勘定帳は御代官に而、仕るべく候事」とあるように、御普請役が代官所を指揮できる権限が与えられている。

表にするとつぎの通りである。

表-1 御普請役の職務



（注）御入用高は実施額の10分の1

他に御林木等支給

なお、御入用高については1762（宝暦12）年に初出する。

* Keyword：江戸期、定法書、土木定法

**正会員 北海道建設工学専門学校

***元北海学園大学講師

（〒065-0005 札幌市東区北5条東8丁目1-35）

宝暦十二年六月十一日松平右近将監殿
御勘定奉行同吟味役江御渡候御書付³⁾
川除普請御入用七千両定の事

御勘定奉行江

一、在方御普請並御手当御普請、向後金高七千両
限り、国役普請も五畿内の外、十分の一御入
用金七千両に限り取計被るべく候。尤金高の
内迄も成るべく丈相減候様勘弁之れ有るべ
く候

六月

ついで、1787（天明7）年には川除普請御入用金六
千両に定候事と、一層減額が令達されている。

川除普請後入用金六千両に定候事⁴⁾

<前略>

一、金五千両 是は御定高の通り
諸山御材木伐出し御入用
一、金六千両 今般相極候御定高
関東四川東海道筋四川其外川除
定式御普請御入用

<下略>

また、交通・通信手段が整備されていない時代にあ
って、江戸詰要員の確保などにより、体制の整備が計
られている。さらに普請に関する書類の提出期限、様
式などについての申渡が順次施行されている。これら
諸法令は、「御普請一件被仰渡書」に集録されている。

都而御代官所御預所堤川除用悪水路等御普請之儀
は、前々より申渡置候趣も有之間、入念目論見等
被申付候儀は勿論之事ニ候処、去酉年関東筋目論
見方区々の儀も有之ニ付、御勘定方再為見分被差
遣、目論見替等有之候、万一此後手代家来等心得
違候趣も再見分有之儀ニ付、最初の目論見は、如
何様ニ而も宜事に心得候而は心得違の事ニ候、畢
竟最初の目論見さへ宜候得は、再見分ニは不及事
ニ候間、関東筋ニ不限其外国々共、以来猶又入念
再見分無之候而相済候様、目論見いたし可被差出
候、且向後は、不意ニ出来形見分被差遣候儀も可
有之候間、以来之取斗方、其外御普請所の儀ニ付、
申渡候儀共、帳面壹冊相渡候、並前々より御普請
所の儀ニ付申渡置候趣共、是又帳面ニいたし、掛
組頭より可相渡候、以来末々迄忘却無之様入念可
被申付候⁵⁾

安永七年 戊八月

<中略>

安永七戌年八月

掛斐靱負手代

久保数右衛門 印

外出役一同 連印

このような環境条件の整備を背景として、土木技術
の定法が形成された。

(2) 定法書の形成過程

a) 地方凡例録の記述

地方凡例録は大石久敬氏が1794（寛政6）年にまと
めたもので地方支配の心得を説いている。いわゆる地
方書である。普請については巻九に集録されており、
四川用水方系の定法が中心となっている。この書は定
法の形成過程が記されている唯一のものであり、最も
優れた地方書といえる。

一、土取人足定法之事⁶⁾

壹坪ニ付付土取場通法

一町 三人内一人ハ鉄取二人ハ土持仕立トモ、
一町半四人 二町五人 二町半六人 三町七人
三町半八人 四町九人 四町半十人 五町十一人
十町廿一人

但都テーツボニ附鉄取一人宛相定土モチ運仕
立ハ一町二人宛土取場町數ニ應ジ、右ノ割合
ニテ一町二人ヅノ積ニ相定、鉄取ハ遠近ニ
不拘一ツボー人ヅハ

<中略>

一、立竹定法之事

平一ツボ

葉唐竹三四寸マハリ三十六本立一人百五十本
立、但キリ尖リトモ

右人足懸其外諸色目論見方定法、享保年中御勘定
吟味役井澤彌惣兵衛取極タル定法ナル處、其後寶
暦五年亥年御普請積方御定法取捨増減有之、尚又
改り定法書出

<下略>

b) 刑牋須知等による検証

刑牋須知四六二の「在方四川用水方定掛場定法」の
項に1755（宝暦5）年の報告書が収録されている。宝
暦5年定法の改訂が行われたという地方凡例録の記述
を裏付けるものである。内容は土工に始まり、高役人
足の遣方、川除、樋橋、金物、算法等土木定法の全般
にわたっている。

① 東海道五川の水制工法の定着

そのなかの水制について見ると、水制は享保年代に
井沢弥惣兵衛らによって、試行的に施工されたが、175
5（宝暦5）年における各河川の水制について、つぎの
ように記録されている。

在方四川用水方定掛場定法⁷⁾

<前略>

一、大聖牛の儀第一大井川通水当強、籠出前囲、
場所ニ寄一側一側に仕立、其外富士川、甲州

釜無川富士川の内水当強場所江仕立申候。遠州天龍川通の内江も仕立申候。

- 一、棚牛の儀ハ、第一甲州川々江相用相応仕候。駿州富士川安部川通へも仕立申候。然共、甲州は籠長サ貳間ニ仕候。右の通ニ而相応仕候。笈牛の儀は何連の川江も仕立申候。第一ノ切候節宣御座候。其外大川ニ而も堤根固等ニ仕立申候。
- 一、沈杵の儀は、大井川ニ而第一仕立申候。堤根堀込候而、籠ニ而埋立成兼候場所へ仕立候得ば、年久敷丈夫ニ保申候。甲州釜無川富士川通ニ而も仕立申候得共、是又大井川通とは違、直ニ杵ニ而水請候様ニ仕立申候。依之杵遣方違申候。
- 一、菱牛の儀は相州酒匂川第一相応仕、相仕立申候。其外甲州川々ニ而も、堤根固ニ仕立申候

処、笈牛と違、合掌四本故格別保方宣、何連の川江相仕立候而も相保申候。右酒匂川通の義は蛇籠差渡一尺五寸、殊ニ川床焼砂故重り少ニ而も堀込候得ば、忽ち転候ニ付、重り籠十文字ニ六本位より拾本位迄置申候。甲州川々ニ而は、壹尺七寸の重り籠置申候。其外品々道具建甲州谷川江相用仕立申候。

と記されている。

1746（延享3）年の三課分課から、わずか20余年後に各河川に定着していることが読みとれる。

このように技術移転が短期間に行われたのは、御普請役が大きな役割を果たしたと見られる。さらに水制の部材である蛇籠についても、各河川別に規格の統一が見られる。

表-2 河川別蛇籠歩掛⁹⁾

河川名	蛇籠長	蛇籠経	使用箇所	竹使用本数	竹作り人足
富士川	5間	差渡2尺	古籠・腹籠 (置籠は1尺7寸)	21本	1人2分
天竜川・富士川 大井川・甲州川々	同	差渡1尺7寸	一般	18本	1人
安倍川	同	差渡1尺6寸	同	17本	0.9分
酒匂川	同	差渡1尺5寸	同	15本	0.8分

(注) 石詰人足は其所に応じ、積り立て候に付、相除き申候

上記に見る蛇籠に限らず川除諸材料のすべてにわたって規格の統一がなされている。この規格化による工事の効率化は計り知れないものがあつたといえる。規格化は日本人の特技というべき智恵であり、さらに石材の規格化にみられるように、各種の積み方が考案され、用と美を具備した建造物が要求され築造された。

② 江戸樋橋切組の定着

すでに報告済みであるが、樋橋切組方については「御普請一件被仰渡書」1743（寛保3）年の申渡に、「只今少々の破損ニも江戸樋屋より木取下拵いたし相廻候所も有之不益の御入用相掛不埒ニ候」と書かれている。また刑牋須知四六二には、宝暦5年の項に「関東定請負直段を以て、代付一」とある。これによると1743（寛保3）年から1755（宝暦5）年の間に江戸切組制度が発足したことになる。

「御普請一件被仰渡書」には、申請段階で関東流・紀州流の区別を明示するよう指示していることがみえる。この史料には戊九月とあるが、年号を欠いている。江戸切組が1743（寛保3）年から1755（宝暦5）年の間に発足したとすると、戊九月は1754（宝暦4）年の9月である。

定法書が江戸切組の歩掛を含むか、否かにより、四川用水方系か在方系かを識別することができる。

③ 1791（寛政3）年の調査

<補足事項を主とする二次改訂>

1791（寛政3）年の改定点は明らかではないが、宝暦改訂によって骨格が形成されており、根本的な改訂を伴わなかったとみられる。

図-1 諸国樋橋之儀ニ付申渡請書
(御普請一件被仰渡書)

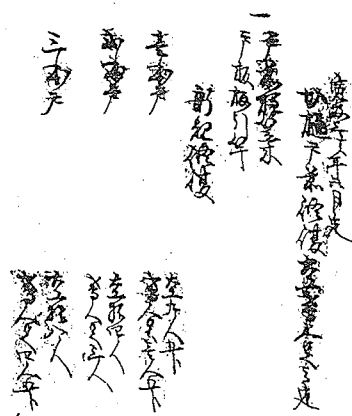


図-2 寛政三亥年六月定込樋戸前修復大工蔭人足之定
(御普請積立定法書)

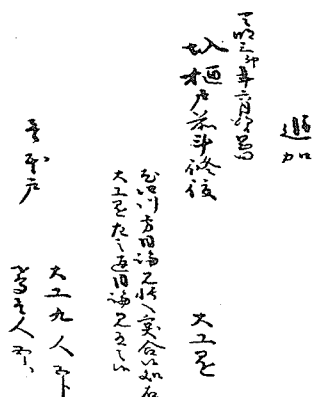


図-3 込樋戸前修復
(地方大成録十五 京大本)

宮内省所蔵「御普請積立定法書」に「寛政三亥年六月定込樋戸前修復大工蔭人足之定」として込樋門扉の補修費が記載されているが、改良というより補修工事などの定法が追加されたかに考えられる。

<美濃を特別地域とする>

1791(寛政3)年の改訂意図は、それまで特別地域扱いとしていた美濃に全国統一定法を適用することになったとみられる。結果は中央の意図するようにはならなかった。反対理由は1759(宝暦9)年国役普請再開時と同様に、美濃農民の負担を緩める(総甘になる)幕府定法は行政上承服できないというものであった。

土取人足 濃州国法 間数、差引御徳用の積り⁹⁾
諸国定法

一、土壹坪 六尺五寸六面 濃州国法
壹尺六面にノ

此才貳百七拾四才六分貳厘五毛

但土取拾八間壹人掛り

此貫目貳千七百四拾六貫貳百五拾目

但壹才拾八貫目

右壹人拾貫目持、歩数貳百七拾五度、但往返ニて三拾六間堀方築手間芝附手間を片道ニ積拾八間ヲ加、合五拾四間、長延壹万四千八百五拾間、此里数六里三拾壹町余。

一、土壹坪 六尺六面 余国定法

壹尺六面にノ

此才貳百拾六才 但壹町三人懸の割ヲ以貳拾間壹人掛

此貫目貳千百六拾貫目 但壹才右同断
右壹人拾貫目持、貳百拾六度往返、四拾間え前条の積り貳拾間加六拾間、長延貳百拾六町、此里数六里、差引三拾壹町余濃州国法の方間数多く歩候積り右国法才数差引五拾八才余多キ分、坪ニ貳貳合七勺有之候、此分を加候得は壹坪貳合七勺ニ成候、諸国定法壹町三人懸り為持候得は三人八分余ニ当候、濃州国法ニては壹町三人三分余ニ当候、差引五分御徳用ニ相見へ候。

一、右の通候処、濃州の儀ハ真土少ク過半砂交り候場所故、土掘起持運共粉ニ成ニ付、余国と違達者成人足も土目多持候事不相成候付、此上人足相減かた候

此書付ハ江戸役所迄遣之、御答書ニて御合、無之時出し候積

美濃は1間6尺5寸の京間が採用されており、1間6尺の法が適用されると年貢高の増徴につながることを恐れたかと考えられる。したがに行政責任者である郡代は頑強に抵抗している。このように美濃には独自の土工定法に関する美濃国法が存在することがわかる。

また畿内も特別地域とされたが、これも美濃同様、公家に対する政策的配慮があつて、畿内だけの国役法が適用されたかに考えられる。

(3) 節約令下の諸相

幕府は慢性的財政難下にあつたが、定法書も一面的には、工費の節約を意図として形成されたとみることができる。当然のことであるが幕閣の普請に対する姿勢も財政難の影響を受けている。

a) 村請制度

享保十八丑年の申渡¹⁰⁾を見ると、設計見積もりに対しては適正な吟味を行うとされている。しかし文末にはつぎのように請負に対する批判が記されている。

別而、遠国在々ニ而は入札等の儀、請負人大形相極居候而、年々請負来且不宜仕癖の儀も有之、外より請負望み候もの、有之候而も、右年久敷仕来候もの共、申合拒候而、入札等不致為、或は隣国の普請所見合を以無謂高直成積方いたし、外より請負望人、無之由申掠候儀も有之趣、粗相聞候。畢竟従前々の仕癖ニ相拘吟味不行届故の儀ニ候間、

右躰の場所は諸色共ニ請負方吟味筋、其地元の村請又は他請等の儀迄、品々前廉ニ相糺、何れにも吟味無手拔儀肝要ニ候

請負制度が吟味次第で容認されていたと見られる。安永七年の申渡にも、上記の方針が引き継がれている。

1812（文化9）申年9月の申渡¹¹⁾には、外請負人の禁止が初出している。

御普請所村々の儀は掛役人差図次第、諸事無差支正路ニ御普請可相仕立候。都而村請ニ而相仕立、外請負人等江相渡申間敷候。且御普請中、竹木其外御普請の諸色、いわれなく高直ニ致間敷候

関東筋一円に総廻状されている。

また1815（文化12）年には濃州勢州尾州にも同様の趣旨が総廻状されている¹²⁾。さらに1821（文政4）巳年11月付で上方・中国・北国筋の御代官御預所役人にお触れが達せられている。

一、堤川除井堰樋橋等の類、都而御普請仕立方、請負ニいたし候儀は、一切可為停止旨、前々被仰出も、有之都而村請ニ而御普請可相仕立は勿論の事ニ候処、近来組合普請等の場所も事馴候村役人共、惣代等ニ相成、内密地元村々のもの共江相對いたし、請負同様の筋を以、引請御普請相仕立候場所も、有之哉ニ相聞候。以後精々懸吟味、都而村請申付候様可被取斗候¹³⁾

この時点で外請負の禁止が定法として定着したと考えられる。この直営主義ともいえるべき思想は戦前の内務省に引き継がれ、ようやく戦後に至って止んだ。

b) 防水に対する幕閣の方針

1758（宝暦8）年御普請役に対する申渡の一節につ

ぎのように記されている。

三役所御普請役勤方品々取扱一件¹⁴⁾

一、川筋普請仕方の儀は、平水の当方ヲ存、満水の節水当強弱考、普請仕立の儀重要の事ニ候。然ル処、心得違ニ而、水下村々の申立のみニ拘、村高多少の勘弁も無之、不相当ニ手重キ普請仕立候而ハ、村役諸色人足等多分相掛、小高村方ハ右普請ニ付、却而及難儀候事、可有之候。右躰の普請所有之村方は、前々の仕来ニ不相拘御普請所自普請所共、水下村方其外諸色百姓役迄委致勘弁、尤保方の儀相考、手軽キ普請ニ而連々水行相直候様可致候。心得違の取計ニ而ハ、御普請所自普請所共、五ヶ年六ヶ年の御取箇並作徳ニ而は、入用不立戻其内又々破損等出来、水下村高二不引合村役相勤来、及難儀候事とも有之候間、小川谷川用悪水路井堰等の普請所ハ全躰の損益第一ニ勘弁可有之候事。

と5、6年で投資効果が挙がることを考え、施設の経費を制約するよう命じている。今日からみても実に合理的な論理である。

3. 定法書の系譜

著者らは在方系の定法書とみられる「治水図彙」を中心に据え、その形成過程を「刑牋須知」「御普請一件被仰渡書」などにより検証してきた。しかしすでにふれたように四川用水方には江戸切組という独自の定法が採用されており、萱羽口など独自の護岸工法も明治期の編纂史料によって存在する事が知られている。

さらに本稿においてみるように、美濃には独特の将監国法が存在することが明らかである。これらの定法書を整理するため仮説・定法書の系譜を作成し、つぎに示す。

表-3 仮説・定法書の系譜

民 間 書		準官書	官 書				地方史 記録	明治期
農 書	算法書	地方書等	勘定所記録	単位	定法書			集録書
地方竹馬集 百姓伝記 等	算法地 方大成	地方大成録 堤堰秘書 等	普請見積明細書 御普請大概集 刑牋須知 等	一間六尺	四川用水方		市 町 村 史 等	吹塵録
				田舎間	在方	治水図彙		土木普要集
				一間六尺	美濃			
				五寸 京間	畿内			

以上の系譜を念頭に置いて、史料を見ると識別の手掛かりにはなると思われる。しかし、残存する定法書を悉皆調査する必要がある。また畿内・美濃地域における構造物の設計書等を調査することにより手法が明らかになるかも知れない。諸賢のご協力によって、仮

説が修正されることを期待したい。

4. むすび

このように定法が形成され、定法書が整備された時期は、いずれも1746（延享3）年の三課分課と、第2

次国役普請発足前の、1755（宝暦5）年ころに一応大綱が定まったといえる。また1794（寛政6）年ころには定法の部分改訂が行われたとみられるが、宝暦期から40年近く経過しており、材料などの価格変更を必要としたためではないかと思われる。「御普請一件被仰渡書」には、1807（文化4）年丸太尺^ヰに関する通達がなされているが、従来は1間太り1寸という定法であったが、1間から1丈1尺9寸迄と、厳しい適用に改められている。目論見の計算が区々であったので、取り扱いを厳しくしたものである。些少の事ではあるが、御入用を減らす目的である。

地方凡例録の筆者も「人足掛り其外とも、定法にては何れも不足いたすゆへ、請負等を仕立て難く」と批判しているにもかかわらず、さらにきびしく定法を改めているのである。

封建制度下における土木技術行政の推移について、定法書を中心として論じてきたが、慢性的財政難の下で独自の定法を形成し、近代的技術に劣らぬ経験則を確立し、効率的手法を発展させた智恵には学ぶべきことが多々ある。ひとつは定法書を通じての数学教育の普及など、明治西欧科学技術導入を容易にした点など近代化に大きな役割を果たしたと考えられる。

しかし定法の守旧性故に、京間・田舎間の如き統一基準の全国適用は果たせなかった。メートル法が昭和15年に公布されてから、戦後に至り約10年の時日を、現代において費やしたことを思えば、無理からぬ仕儀と理解される。総じて功多くして罪少なし、というのが江戸定法に対する感想である。

[参考文献]

- 1) 刑牋須知 四六二
- 2) 刑牋須知 四四九
- 3) 刑牋須知 四五六
- 4) 刑牋須知 四五七
- 5) 御普請一件被仰渡書
- 6) 瀧本誠一編者：「地方凡例録巻九」
「日本經濟叢書巻三十一」所収
日本經濟叢書刊行會
p 547－P559 大正5年
- 7) 刑牋須知 四六二
- 8) 刑牋須知 四六二
- 9) 岐阜県史 史料編 近世五 p 49
- 10) 御普請一件被仰渡書
- 11) 御普請一件被仰渡書
- 12) 御普請一件被仰渡書
- 13) 御普請一件被仰渡書
- 14) 刑牋須知 四七三